

国民健康保険からのお知らせ ～ジェネリック医薬品を活用しましょう～



◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される後発医薬品のことです。新薬と同じ有効成分で開発・製造され、品質や安全性も同等であると国に承認されているものです。

◆どんなメリットがあるの？

新薬より低価格で個人負担が少なくなります。新薬の開発には莫大な費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬の独占販売期間終了後に同じ有効成分で製造・販売されるため、開発費用がかからず安く提供できます。

また医療費は皆さんの窓口負担や国保税でまかなわれていますので、皆さんの負担軽減にもつながります。

◆使用するにはどうすればいいの？

ジェネリック医薬品は、処方せんが必要な薬です。自分の服用している薬が変更可能かどうかは、医師または薬剤師にご相談ください。

町では対象となる薬を服用されている方で、ジェネリック医薬品を使用した場合に差額が100円以上になる国民健康保険加入者の方全員に差額通知書(ハガキ)を毎月お送りしています。

また9月末に新しい保険証をお送りした際に「ジェネリック医薬品希望シール」を同封しましたので、ぜひご利用ください。

☎町民生活課 ☎72-6933

国民年金コーナー

将来の年金受給額を増やすために ～付加年金制度のお知らせ～

◆付加年金制度とは？

国民年金の定額保険料(月額16,410円)に加えて付加保険料(月額400円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

◆付加年金額

【200円×付加保険料納付月数】が年金に上乘せられます。

<20歳から60歳までの40年間付加年金を納めた場合>

【国民年金額(令和元年度の満額)】 780,100円 (定額保険料16,410円を40年間納めた場合) 【付加保険料】 400円×480月(40年) = 192,000円(年額)
【付加年金額】 200円×480月(40年) = 96,000円(年額)

※付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

※付加年金受給から2年で付加保険料の納付額に見合う金額を受け取ることができます。

◆お申し込み先

町民生活課または年金事務所に申出書をご提出ください。

◆納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者(自営業者、農業者、学生の方など)
- ・65歳未満の任意加入被保険者

※厚生年金に加入している方や国民年金基金に加入している方、保険料を免除されている方は付加保険料を納付することはできません。

◆注意事項

- ・付加保険料の納付は申し込みをした月分からとなりますので、さかのぼっての納付はできません。
- ・納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

※納付期限を過ぎた場合でも期限から2年間は納付することができますが納め忘れ防止のためにも期限内に納付するようにしましょう。

- ・付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933